

◎新潟県告示第792号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
関 剛	内科	介護老人保健施設 国府の里	上越市五智 4-7-21	R5.5.18
遠藤 信也	内科	十日町市国民健康 保険川西診療所	十日町市高原田 201番地4	R5.6.1
三間 孝雄	内科 呼吸器科	三間内科医院	長岡市中島5丁 目7番54号	R5.6.7